

(国土交通省主催)
自動車整備事業における仕事体験事業
受入事業者実施要領

1. 事業名

自動車整備事業における仕事体験事業

2. 実施内容

高校生・専門学校生・大学生等が、自動車整備事業者における仕事体験を通じ、実際の職場で自動車整備の仕事内容を体験したり、働く従業員と接する経験をしたりすることで、自動車整備の仕事内容に対する興味・関心を促進することを目的として国土交通省が実施します。

3. 実施スケジュール(予定)

受入希望事業者の参加申込み受付開始日	3月3日(金)
【受入希望事業者向け説明会の実施	4月11日(火)～4月20日(木)】
受入希望事業者の参加申込み受付終了日	4月28日(金)
参加申込後の実施の流れ等についての連絡	3月10日(金)以降随時
生徒等の参加希望申込み受付開始日	6月1日(木)
生徒等の参加希望申込み終了日	各受入日程の初日の2週間前迄
※例:「7月24日(月)～26日(水)」実施日程分については、7月10日(月)を締切日とします。	
仕事体験の実施期間	7月24日(月)～9月16日(土)
【日報・事後アンケート提出	仕事体験実施終了後3営業日以内】
※ご対応可能な事業者は参加者の同意を得た上で仕事体験実施時の写真データ(保存形式はjpg)を日報・事後アンケート提出の際に併せて、メールにてご提供をお願いします。	
本事業の結果のフィードバック	12月初旬ごろ

4. 仕事体験の受入希望事業者の対象

全国のすべての自動車整備事業者のうち、参加希望を示した者
(実施場所は、国の認証を受けた特定自動車整備事業場に限る。)

5. 仕事体験の参加希望生徒等の対象

全国の高校生・専門学校生・大学生等

※「等」には、卒業後3年以内の方を含めます。

※参加できる生徒等の人数は、最大で300名を予定しており、そのうち、150名以上は高校生を予定しています。

6. 申込方法

本事業専用HP(ホームページ)よりお申込みをお願いします。

<https://www.taiken-seibishi.jp/company/>



7. 事業者向け説明会

本事業の申込みを検討される事業者向けに4月11日(火)～4月20日(木)の期間で全国8エリア(北海道、宮城県、新潟県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県)での対面形式、及びオンライン形式での説明会の開催を予定しています。説明会へのご参加を希望される事業者についても本事業専用HP(ホームページ)よりお申込みをお願いします。※説明会参加につきましては、1事業者もしくは1事業場の参加人数は2名迄とさせていただきます。

<https://www.taiken-seibishi.jp/company/>

8. 受入事業者の決定

実施開始日の14日前までに決定し、その結果をメールまたは電話にてご連絡します。

9. 事業内容

(1) 実施期間(参加者受入期間)

令和5年7月24日(月)～9月16日(土)

(2) 実施日程

以下日程から受入可能日程を選択いただき、連続した3日間で実施いただきます。

《7月》

7月開始のものは、以下の日程となります。

- ①24日(月)～26日(水)、②25日(火)～27日(木)、③26日(水)～29日(金)、④27日(木)～30日(土)、⑤31日(月)～8月2日(水)

日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
	① ←	② ←	③ ←	④ ←	←	←
30	31	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	⑤ ←	←	←	←	←	←

《8月》

8月開始のものは、以下の日程となります。

- ⑥1日(火)～3日(木)、⑦2日(水)～4日(金)、⑧3日(木)～5日(土)、⑨7日(月)～9日(水)、
 ⑩16日(水)～18日(金)、⑪17日(木)～19日(土)、⑫21日(月)～23日(水)、⑬22日(火)～24日(木)、
 ⑭23日(水)～25日(金)、⑮24日(木)～26日(土)、⑯28日(月)～30日(水)、⑰29日(火)～31日(木)、
 ⑱30日(水)～9月1日(金)、⑲31日(木)～9月2日(土)

日	月	火	水	木	金	土
(30)	(31)	1	2	3	4	5
	⑥ ←	⑦ ←	⑧ ←	→	→	→
6 ⑨ ←	7	8	9	10	11	12
13	14	15 ⑩ ←	16	17	18	19
			⑪ ←	→	→	→
20 ⑫ ←	21	22	23	24	25	26
	⑬ ←	⑭ ←	⑮ ←	→	→	→
27 ⑯ ←	28	29	30	31	(1)	(2)
	⑰ ←	⑱ ←	⑲ ←	→	→	→

《9月》

9月開始のものは、以下の日程となります。

- ⑳4日(月)～6日(水)、㉑5日(火)～7日(木)、㉒6日(水)～8日(金)、㉓7日(木)～9日(土)、
 ㉔11日(月)～13日(水)、㉕12日(火)～14日(木)、㉖13日(水)～15日(金)、㉗14日(木)～16日(土)

日	月	火	水	木	金	土
(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	1	2
3 ⑳ ←	4		6	7	8	9
	㉑ ←	㉒ ←	㉓ ←	→	→	→
10 ㉔ ←	11	12	13	14	15	16
	㉕ ←	㉖ ←	㉗ ←	→	→	→
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

(3) 実施内容

怪我や事故などの安全面に配慮いただいた上で、実際の職場で行われる自動車整備の仕事を体験できる内容での実施をお願いします。その他各事業者の魅力が伝わるよう経営者、役員の方と昼食を伴ったコミュニケーションや若手従業員の皆様との座談会等の内容の実施もお願いします。また仕事体験実施終了後3営業日以内に日報・事後アンケートを事務局宛てにメールまたはFAXにて提出のご協力をお願いします。

なお、仕事体験実施時の写真データ(保存形式はjpg)を提供可能な事業者は参加者の同意を得た上で日報・事後アンケート提出の際に併せて、メールにて提出をお願いします。

※メールアドレス及びFAX番号は以下となります。

Mail: taiken-seibishi@gakujo.ne.jp

FAX: 03-3593-1510

(4) 実施方法

①受入事業者は、運営事務局が提示する仕事体験実施上の留意点、受入プログラム(実施内容)作成の手順に関する事前説明資料を確認、受入プログラムの作成をお願いします。

※受入プログラムの作成にあたっては、運営事務局の支援を受けながら作成することが可能なため、不明な点等は、下記の(12)に記載している連絡先に問合せをお願いします。

②受入事業者は参加者とのマッチング等、仕事体験の実施については、運営事務局の方針に従い実施していただきます。

※受入希望事業者と参加希望者の双方の希望については、運営事務局にて実施するため、受入希望者側で実施することはありません。

③受入事業者は仕事体験実施後、運営事務局が実施する事後アンケートを3営業日以内に提出をお願いします。

(5) 受入人数

1事業場あたり、参加希望生徒等を1~5名受け入れをお願いします。

※受入人数の上限は、受入事業者が決めた人数とします。

(6) 受入時間

日勤時間帯として、1日あたり休憩時間1時間を含む6時間とします。

※例:午前9時から開始の場合は午後3時が終了時刻となります

※開始時刻及び終了時刻は受入事業者が決めた時間とします。

※開始時刻及び終了時刻は受入事業者が決めた時間としますが、遅くとも午後5時までに終了するように設定していただきます。

(7) 仕事体験実施に伴う事故等への対応

仕事体験参加者が体験中の事故等により生じた損害を補償する保険への加入手続きについて

は、運営事務局が行います。事故があった場合は、受入事業者は速やかに運営事務局に報告し、適切な対応をお願いします。(別紙「受入プログラム作成フォーマット」参照)

(8) 個人情報の取り扱い

- ① 仕事体験参加者の氏名、電話番号、メールアドレスといった連絡先に関する情報は事前に運営事務局より事業者を提供することは出来かねます。
- ② 受入事業者は、仕事体験実施にあたり入手した生徒等の個人情報を、他の用途に使用又は第三者に提供しないようお願いします。本事業終了後も同様とします。
- ③ 受入事業者は、仕事体験実施にあたり入手した生徒等の個人情報については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に保管するなど適正に管理をお願いします。
- ④ 個人情報の取扱いに関する過失(仕事体験参加者の個人情報が記載された書類の紛失、外部への情報流出等)が発覚した場合は、運営事務局に連絡をお願いします。
- ⑤ 参加者が仕事体験実施期間中に知り得た事業者内の情報の取り扱いについては、必要に応じて誓約書の取り交わし等可能とします。

(9) 新型コロナウイルス感染症に関する対策について

- ① 仕事体験実施時、参加者には「全参加日程でのマスク着用」「事業場内入室時の検温及びアルコール消毒」に協力いただきます。
- ② 仕事体験実施の際に参加者と口頭でコミュニケーションを取られる先は受入事業者の従業員の方もマスク着用をお願いします。
- ③ 参加者自身またはご家族等が感染、または事業場内の中でも感染が流行した場合、仕事体験実施確定後であっても参加者・受入事業者双方の判断で、参加、受入辞退の申し出は可能とします。この場合は速やかに事務局へその旨のご連絡をお願いします。
- ④ 厚生労働省が示す『「新しい生活様式」の実践例』、内閣官房が示す『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』、その他各都道府県等が定めるものに従って必要な対策をとる場合は、上記に係わらず実施できることとします。

(10) 本事業お申込み、生徒等受入にあたっての留意事項

- ① 本事業での仕事体験(インターンシップ)の生徒等からの各事業者への申込みについては、生徒等から自由応募形式となり、参加者を確約するものではありません。

- ② 生徒等からお申込みがあった場合についても、体調不良等を理由に当日参加できない状態となった場合は直前に実施中止の可能性もあります。

(11) その他

- ① 受入事業者は、天災や事故等のやむを得ない事情により、仕事体験実施決定日以降に 受入ができなくなった場合には、速やかに運営事務局に連絡をお願いします。
- ② 参加者1名につき、仕事体験の際に使用する「安全靴・軍手」は事業場側で1セットご用意をお願いします。
- ③ 仕事体験で生徒等が着用する作業服は、運営事務局から送付しますので受領してください。
- ④ これらに取り決めのない事象が生じた場合は、個別に運営事務局へ相談してください。

(12) お問い合わせ先

自動車整備事業者における仕事体験事業運営事務局(株式会社学情)

東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 7階

TEL:03-3593-1512 FAX:03-3593-1510

Mail:taiken-seibishi@gakujo.ne.jp

※受付時間 9:30～18:00(土日祝日、年末年始を除く)

※本事業は、国土交通省が株式会社学情に委託して実施しています。

※メールでお問い合わせの場合、件名には【自動車整備事業者における仕事体験事業】の記載をお願いします。